

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正 式 名 称	略 称
金融商品取引業等に関する内閣府令	金商業等府令
金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	金商業者等監督指針

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>金商業等府令第 123 条第 1 項第9号では投資信託の受益証券及び投資証券から金融商品取引所に上場するものが除かれているが、金商業者等監督指針における体制整備については上場有価証券を除外しているようには読めない。他方で、当該監督指針に基づいて体制整備を怠った場合は同号の適用があるかのような記載があり、この点はどのように考えればよいか。</p> <p>例えば、ETF は、1 日に 1 回しか基準価格が出ない投資信託と異なり、過度な説明義務を課していると値段が動いて適正な執行が行えない可能性がある一方で、闇雲に乗り換えを奨励して回転売買を招くことも適切ではなく、どちらの側面からも合理性があるように思える。</p> <p>今回の改正によって形式的な対応ではなく、プリンシプルベースでの対応を求められることになることから、規制される側が想定しているプリンシプルを明確にしてほしい。</p>	<p>金商業者等監督指針Ⅳ-3-1-2(5)の第二段落は、金商業等府令第 123 条第1項第9号に規定する「投資信託受益証券等の乗換えを勧誘するに際し、顧客に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行っていない状況」に関する具体的な基準を示したものであり、同号の適用範囲の取引を対象としたものです。</p>
2	<p>今回の改正では、「販売手数料は、投資信託の保有期間が長期に及ぶほど1年当たりの負担率が逡減していくこと(保有期間別(1年、3年、5年)の1年当たりの負担率の状況を例示する等)」が削除されるなど、顧客よりも業者のやりやすさを重視した改正と見受けられる。</p>	<p>乗換え勧誘をする際の説明内容は、本来、顧客の知識、経験、財産の状況、投資目的や投資信託等の性質等に応じて異なるべきものです。今回の改正は、これを踏まえ、真に顧客の投資目的や理解度に応じた説明が行われるようプリンシプルベースでの見直しを行ったものです。</p>
3	<p>金商業者等監督指針Ⅳ-3-1-2 勧誘・説明態勢 (5)投資信託の乗換えに関する重要事項の説明に係る留意事項において、「なお、当該乗換えの合理性について顧客が判断するために必要な事項としては、例えば、投資信託等の販売にかかる一般的な説明事項のほか、解約する投資信託等の概算損益や、解約する投資信託等と取得する投資信託等の商品性や費用等の比較といった事項等が含まれ得るものの、個別の事案毎に顧客の知識、経験、財産の状況、投資目的や投資信託等の性質等に応じて異なり得ることに留意するものとする。」との記述が追記されたが、解約時には、解約時に生じる課税額も考慮すべきと考えられることから、ここでいう「解約する投資信託等の概算損益」には、解約する投資信託等の含み益の状況や解約時に生じる課税額に関する情報も含まれると考えるが、どうか？</p>	<p>前段については、ご理解のとおりです。</p> <p>後段については、金商業者等監督指針Ⅳ-3-1-2(5)はプリンシプルベース・アプローチを採用していることから、具体的な対応については金融事業者において主体的に検討されるべきですが、一般論としては、顧客の取引状況等を踏まえ、損益通算等を考慮した説明を行うことは、顧客が乗り換えの合理性を判断する材料の一つとなり得るところ、顧客に対し、他社の取引状況等について確認する場合は、顧客の意向を十分に踏まえて適切に行う必要があると考えます。</p>

	<p>また、解約時に生じる課税額を考慮する場合には、損益通算の可否も考慮すべきと考えられることから、証券会社等は、他の証券会社等での投資状況や特定口座の利用状況等についても、可能な限り聴取することが望ましいと考えるが、どうか？</p>	
4	<p>本改正に反対である。</p> <p>説明については、通常、チェックリスト的にある説明について行ったかどうかの管理がなされているのが通常かと思われるが、そこではある事柄について話す必要があるかどうかを対応係員が訊き、相手が必要無いとした場合には略される事が可能であるはずである。略された場合は、説明について数秒から十数秒といった時間で事務が終わるのであるが、その様な形での説明の事務について一通り行う方が「顧客の理解度に応じて」という様な、「顧客の理解度」というなかなか測り難い基準を本に振る舞いを決めるよりもずっと良いと考える。</p> <p>なお、その様な各種の説明について、例えば商品について顧客の状況等に適合するように行うのは可能であるはずである(運用額について対応した収益を示したり、あるいは生活様態からの組む事が望ましいポートフォリオについて提示したり、環境や発展途上国の支援等にフォーカスした商品を示したり等)。しかし、一般的に行っておくべき説明については、チェックリスト的な満たす事が必要なリストを設け、顧客が不要としなければ(要不要の間に必要と回答すれば)説明を行うようにすべきであり、そこで国が定型的な確認項目概要を示しておく事は有用であると考えます。</p> <p>今回の改正は、顧客への危険性や注意点説明の説明について、危うさを持ち込むものであり、不適切さを含む改正と思われる。よって顧客への説明に関する改正については廃案とされたい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。なお、投資信託等の乗換えに際して新たに締結される金融商品・取引に係る契約については、契約締結前交付書面や「重要情報シート」を用いた説明等、法定の事項について顧客に説明するための手続きが既に求められているところです。今回の金商業者等監督指針の改正は、そうした法令上の規制も前提として、乗換えの勧誘において真に顧客の投資目的や理解度に応じた説明が行われるようプリンシプルベースでの見直しを行ったものです。</p>